

参考 2

内閣府国民生活審議会個人情報保護部会（9月13日開催）の
ヒアリングにおける委員からの主な発言
（未定稿：本検討会事務局まとめ）

町の開業医は5000件以下の事業者がほとんどなので、（ガイドラインでは小規模事業者についても）対象に含んでいただきたい。

薬局も対象に含まれているが、医薬分業が進んでおり、薬局でもかなりの個人情報保有しているため、これらの個人情報が保護されるよう指導していただきたい。

苦情処理について、医療分野では専門的な苦情が予想される。苦情処理が円滑に行われることが必要。

医師等の専門職種では守秘義務が規定されているが、それ以外の事務職員については、どのように整理するのか。

健康保険組合や審査支払機関では、守秘義務は課されているのか。

個人情報の保護の必要性を踏まえて、個別法の必要性についても検討いただきたい。

苦情処理については、窓口寄せられたデータを蓄積しつつ、どのように全体に生かしていくか検討されていることから、重要な部署である。

本人の同意について、通常必要と考えられる利用範囲を院内掲示し、患者から何も意思表示がなければ同意が得られたものとするとのことであるが、患者の判断力・理解力に応じた取扱いの考え方を示すべき。

レセプトの入力作業が、患者の名前などの個人情報が含まれた形でどんどん下請けに回されているが、保険者ではどのような管理を行うのか。